

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、別に定める様式による二級・木造建築士登録申請書（以下「登録申請書」という。）に本籍の記載のある住民票の写しを添えて、法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、別に定める様式による二級・木造建築士登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、<u>次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）</u>を添えて、法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、第16条の規定により同条第1号に掲げる書類を法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と登録申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書、同項第3号に該当することを理由として同項の規定の適用を受けようとする者にあつては同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</u></p> <p>(4) <u>法第4条第4項第2号から第4号までに該当する者にあつては、建築実務（同条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を記載した別に定める様式による実務経歴書（以下「実務経歴書」という。）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する別に定める様式による実務経歴証明書（以下「実務経歴証明書」という。）</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、登録申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当</u></p>

2 登録申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許用写真」という。）をはり付けるとともに、当該免許用写真と同じ写真を添えなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、登録申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない

（指定登録機関への書類の交付）

第12条の9 知事は、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付する。

- (1) [略]
- (2) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
- (3) [略]

（学科試験の免除）

第14条 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第16条に規定する受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものと

な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて、指定登録機関に提出しなければならない。

3 登録申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許用写真」という。）を貼り付けるとともに、当該免許用写真と同じ写真を添えなければならない。

（指定登録機関への書類の交付）

第12条の9 知事は、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付する。

- (1) [略]
- (2) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の添付書類に記載された事項
- (3) [略]

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

（学科試験の免除）

第14条 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

<p>する。</p> <p>(受験申込書)</p> <p>第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、別に定める様式による受験申込書に<u>次の書類を添え、法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）</u>の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては<u>当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）、同条第3号に該当することを理由として同条の適用を受けようとする者にあつては同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するのに必要な資料となるべき書類</u></p> <p>(2) <u>建築実務（法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第18条の8 [略]</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の<u>合格者一覧表</u>をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(受験申込書)</p> <p>第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、別に定める様式による受験申込書に<u>次に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第1号に該当する者にあつては<u>同号</u>に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）、<u>同条第2号</u>に該当することを理由として同条の<u>規定の適用</u>を受けようとする者にあつては同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを<u>証する書類</u></p> <p>(2) <u>法第15条第3号</u>に該当する者にあつては、<u>実務経歴書及び実務経歴証明書</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第18条の8 [略]</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、<u>受験申込書並びに第16条第1号及び第2号に掲げる書類</u>を添えなければならない。</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の<u>添付書類</u>をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和2年3月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者に係る免許の登録の申請については、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に係る当該学科の試験に合格した二級建築士試験等に引き続いて行われる二級建築士試験等における学科の試験の免除については、改正後の規則第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。